

議案第六十号

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十年九月十二日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第二条 公益法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成十四年杉並区条例第五号）の一部を次のように改正する。

題名中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「基づき、公益的法人等」を「基づき、公益的法人等」に改める。

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三条 杉並区財団法人に対する助成に関する条例（平成二年杉並区条例第二号）の一部

を次のように改正する。

題名中「財団法人」を「特例財団法人」に改める。

第一条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づいて設立する財団法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例財団法人」に改める。

第四条 杉並区化製場等に関する法律施行条例（平成十二年杉並区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に後段として次のように加える。

この場合において、法人は、当該申請書に登記事項証明書及び定款の写しを添付しななければならない。

第三条第一号中「並びに登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し」を削る。

第五条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第六条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第二条中公益法人等への杉並区職員の派遣に関する条例第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 杉並区職員定数条例（昭和二十九年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。  
第四条第三項第七号中「公益法人等への杉並区職員の派遣に関する条例」を「公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例」に改める。

（提案理由）

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正されたこと等に  
伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第一条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例  
旧 条 例

（休職者等の給与）

第二十六条 略

2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となつた職員、育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。

3 略

（休職者等の給与）

第二十六条 略

2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となつた職員、育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。

3 略

第二条による改正（公益法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>公益的法人等への杉並区職員の派遣 に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第二条第一項及び第三項、第五条第一項並びに第九条の規定に基づき、公益的法人等への杉並区の職員の派遣に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職務に復帰した職員等に関する退職手当条例の特例）</p> <p>第六条 略</p>	<p>公益法人等への杉並区職員の派遣 に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第二条第一項及び第三項、第五条第一項並びに第九条の規定に基づき、公益法人等への杉並区の職員の派遣に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職務に復帰した職員等に関する退職手当条例の特例）</p> <p>第六条 略</p> <p>2   退職手当条例第十二条第四項の規定は、派遣職員の職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六</p>

<p>2  略</p>	<p>第三条による改正（杉並区財団法人に対する助成に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p> <p>杉並区特例財団法人に対する助成に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例財団法人（以下「法人」という。）に対して必要な経費の助成を行うことにより、法人の運営の安定に資すること</p>
<p>3  略</p> <p>号）第五条第一項に規定する育児休業の期間を除く。）については、適用しない。</p>	<p>旧 条 例</p> <p>杉並区財団法人 に対する助成に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）が、民法（明治二十九年法律第十九号）第三十四条の規定に基づいて設立する財団法人</p> <p>（以下「法人」という。）に対して必要な経費の助成を行うことにより、法人の運営の安定に資すること</p>

を目的とする。

を目的とする。

第四条による改正（杉並区化製場等に関する法律施行条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（化製場等の設置の許可）

（化製場等の設置の許可）

第三条 化製場等（化製場、死亡獣畜取扱場及び法第八条の規定による施設をいう。以下同じ。）を設けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、区長の許可を受けなければならない。この場合において、法人は、当該申請書に登記事項証明書及び定款の写しを添付しなければならない。

第三条 化製場等（化製場、死亡獣畜取扱場及び法第八条の規定による施設をいう。以下同じ。）を設けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、区長の許可を受けなければならない。

一 申請者の住所及び氏名（法人の場合  
は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

）

一 申請者の住所及び氏名（法人の場合  
は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し）

二〇七略

二〇七略

3  
略

ない。  
又は派遣の期間中、いかなる給与も支給し  
ない。  
は、その休職、育児休業、大学院修学休業  
又は派遣の期間中、いかなる給与も支給し  
ない。  
は、その休職、育児休業、大学院修学休業  
又は派遣の期間中、いかなる給与も支給し  
ない。

3  
略

ない。  
又は派遣の期間中、いかなる給与も支給し  
ない。  
は、その休職、育児休業、大学院修学休業  
又は派遣の期間中、いかなる給与も支給し  
ない。  
は、その休職、育児休業、大学院修学休業  
又は派遣の期間中、いかなる給与も支給し  
ない。

第五条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（休職者等の給与）

第二十四条 略

（休職者等の給与）

第二十四条 略

2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規

2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規

定により休職となつた職員、育児休業法第

定により休職となつた職員、育児休業法第

二条第一項の規定による育児休業中の職員

二条第一項の規定による育児休業中の職員

（以下「育児休業中の職員」という。）

（以下「育児休業中の職員」という。）

教育公務員特例法第二十六条第一項の規定

教育公務員特例法第二十六条第一項の規定

による大学院修学休業中の職員及び公益的

による大学院修学休業中の職員及び公益法

法人等への一般職の地方公務員の派遣等に

人等への一般職の地方公務員の派遣等に關

関する法律（平成十二年法律第五十号）第

する法律（平成十二年法律第五十号）第

二条第一項の規定により派遣された職員に

二条第一項の規定により派遣された職員に

は、その休職、育児休業、大学院修学休業

は、その休職、育児休業、大学院修学休業

又は派遣の期間中、いかなる給与も支給し

又は派遣の期間中、いかなる給与も支給し

ない。

ない。



新 条 例	旧 条 例
<p>第六条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>（休職者等の給与）</p> <p>第二十六条 略</p> <p>2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となつた職員、育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）、教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業、大学院修学休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 略</p>	<p>（休職者等の給与）</p> <p>第二十六条 略</p> <p>2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となつた職員、育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）、教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業、大学院修学休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 略</p>

		新 条 例	旧 条 例
		附則第二項による改正（杉並区職員定数条例の一部改正）	
		（職員の定数）	（職員の定数）
		第四条 略	第四条 略
		2 略	2 略
		3 次に掲げる職員の定数は、これを定数外とする。	3 次に掲げる職員の定数は、これを定数外とする。
		一 六 略	一 六 略
		七 地方自治法第二百五十二条の十七の規定、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）第二条の規定及び公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成十四年杉並区条例第五号）第二条の規定により派遣された者	七 地方自治法第二百五十二条の十七の規定、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）第二条の規定及び公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成十四年杉並区条例第五号）第二条の規定により派遣された者
八 略			八 略

4  
略

---

4  
略